



はままつの教育の情報化

Vol. 2

スマホの普及とともに、誰もがいつでもどこでも、画像や動画を手軽に撮ることができるようになりました。多くの方が子供の成長の様子等を、記録したり家族で共有し合ったりして楽しんでいることと思います。これらのことは、個人で行っている限りでは、全く問題はありません。

しかし、オンラインのコミュニティサービス（SNS）を利用する人も多くなり、手軽にインターネット上に画像や動画を投稿できるようになった今、知らないうちに被害者となってしまうだけでなく、加害者になってしまう可能性が高まっています。

大切な子供たちを守っていくためにも、私たち周りの大人が、しっかりと情報モラルを身に付けていく必要があります。今回は、著作権・肖像権等について分かりやすくお伝えします。子供たちの情報モラル育成は、学校でも授業の中で行っています。皆で健全な社会を作っていくことができるよう、この通信を活用しご家庭でも情報モラルについて話題にしてみてください。



著作権とは

自分の考えや気持ちを表した作品を著作物といい、著作物には、曲や歌詞、小説、絵画や書、撮影した画像や動画、コンピュータプログラム等、様々なものがあります。

著作権には、これらの著作物を①著作者の気持ちに反するような使い方をされない権利②利用する場合は使用料を得ることができる権利の2種類があります。

誰もが、インターネットを介して気軽に情報発信できるようになった現代では、一人ひとりが他人の物を黙って使わないという基本的考え方を大事にしていくことが重要です。

肖像権とは

肖像権には、①勝手に撮影されない権利②勝手に公開されない権利等があります。

加害者になってしまう事例の多くは、あまり意識することなく、本人に無許可で顔写真や動画などをインターネット上に公開してしまうケースです。

特に注意したいのは、写り込みです。自分の子供の様子を投稿したつもりでも、その背景に他の子が写っている場合、他の子にとっては、勝手に公開されたということになってしまいます。

他の人の立場になって、その人の気持ちを考えることが重要です。

具体例で考えてみましょう。この行動、あなたはどのように思いますか？

浜松花子さんは、子供の文化祭を見に行きました。コロナ禍でいろいろな行事が中止になる中、久しぶりに子供の様子を見ることができるのでとても楽しみです。子供のクラス演奏が始まりました。合唱はとても素晴らしく感動的で、涙があふれてくるほどでした。花子さんは、コロナ禍でしばらく会っていない祖父母や親戚にも、是非この姿を見せてあげたいと思い、スマホで撮影しインターネットの動画投稿サイトに投稿しました。

花子さんの気持ちはとてもよく分かりますね。しかし、この行動に問題はないでしょうか？実はこの行動には、下のような危険があるのです。



○ 肖像権を侵害してしまう可能性があります。

多くの子供たちが活動している場面の画像・動画は、お子さんをメインに撮影しても、他の子も写ってしまう場合が多くあります。個人で楽しんでいるだけなら問題はありませんが、その子（とその保護者）に許可を得ることなく画像・動画を投稿した場合、「勝手に公開されない権利」を侵害してしまうことになります。保護者同士のトラブルに発展する可能性もあります。

○ 個人情報を流出させてしまう可能性があります。

例えば、その画像・動画に写り込んでしまった子が名札を付けていた場合、その投稿を見た第三者に、その子の顔、名前、所属する学校等が分かってしまいます。悪意を持った第三者により、その子が事件に巻き込まれる元を作ってしまうことになるかもしれません。

○ 著作権侵害になる可能性があります。

音楽の著作者には著作権があります。学校で行われる文化祭等での演奏は、著作権侵害にならない範囲で行われています。しかし、その演奏を許可なく録画・録音し、ネット上に公開することは著作権という法律を侵害することになります。

なお、学校で教師が行うオンライン授業等については、浜松市として著作物利用に対する補償金制度に加入しています。

今までは、個人の範囲内で収まっていたことが、インターネットを介することにより、その影響が思いもかけない方向に広がってしまいます。難しく感じた方もいらっしゃるかもしれませんが、情報モラルも「人の物を勝手に使わない」「人の情報を勝手に流さない」という基本的なモラルと同じです。ネットを利用する上でも、ふと立ち止まってそれぞれの人が自分の行動を見直していくことが、健全な情報社会を創り上げていくことになります。

